# 京極町農業委員会総会議事録

(第29回令和5年4月27日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年4月27日 午後 1時30分から 2時40分
- 2. 開催場所 京極町役場 議員控室
- 3. 出席委員 (11人)
  - 1番 中村明彦 2番 粥川一也 3番 酒井勇一 4番 熊谷 聡 5番 藤波秀博 7番 行天英宏 8番 小山憲一 9番 小柳光義 10番 清本勝彦 船場 茂 11番 12番 後藤耕藏
- 4. 欠席委員 (1人)
- 6番 横川順行
- 5. 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 報告第1号 総会諸報告について
  - 第3 報告第2号 京極町農業委員会事務局規程の一部改正について
  - 第4 報告第3号 農地移動斡旋委員会の経過について
  - 第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

- 第8 議案第4号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

#### 7. 会議の概要

# 開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第29回京極町農業委員会総会を開会いたします。

今年は3月に雪が消えたので期待していましたが、4月になって雪が降ったりと、例年より遅くなるかも知れないと心配しています。統一地方選挙が終わり、京極町長も決まりました。新町長の佐古岡さんは町のために頑張って頂きたい。町議のほうは定員で収まり、小柳委員も引き続き議員活動を頑張って頂きたいと思います。

#### 事務局長

本日、6番横川委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、4番熊谷委員、5番藤波委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の 朗読と説明をお願いいたします。

# 事務局長

# 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。 委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

- 1、第28回京極町農業委員会総会を、令和5年3月23日に京極町役場議員控室で 開催しております。
- 2、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月15日に横川委員、酒井委員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。
- 3、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会(斡旋委員会)を、3月22日に京極町役場町民室で開催しております。内容については、申出者、○○○氏、相手方、○○○○氏。調査員については、中村委員、小山委員、事務局で応対しております。
- 4、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月22日に中村委員、小山委

- 員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏、○○○○氏 所有地です。
- 5、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月24日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。
- 6、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月28日に小山委員、船場委
- 員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。
- 7、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月28日に横川委員、粥川委
- 員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。
- 8、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月29日に酒井委員、横川委
- 員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。
- 9、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月29日に後藤委員、熊谷委
- 員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。
- 10、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会(斡旋委員会)を、4月4日に京極町役場応接室で開催しております。内容については、申出者、〇〇〇氏、相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、後藤委員、熊谷委員、事務局で応対しております。
- 11、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会(斡旋委員会)を、4月4日に京極町役場応接室で開催しております。内容については、申出者、〇〇〇氏、相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、後藤委員、熊谷委員、事務局で応対しております。
- 12、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、4月4日に後藤委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏 所有地です。
- 13、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会(斡旋委員会)を、4月10日に京極町役場町民室で開催しております。内容については、申出者、〇〇〇氏、相手方、〇〇〇氏。調査員については、船場委員、小山委員、事務局で応対しております。
- 14、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、4月10日に船場委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
- 15、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、4月11日に船場委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。
- 16、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会(斡旋委員会)を、4月14日に京極町役場町民室で開催しております。内容については、申出者、〇〇〇氏、相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、小山委員、船場委員、事務局で応対しております。
- 17、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、4月14日に小山委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
- 18、農地法第3条調査を、4月14日に小山委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

19、令和5年度後志地方農業委員会連合会第1回役員会及び定期総会が、4月14日に倶知安町のホテル第一会館で開催され、後藤会長と私が出席しております。 20、同日、定期総会終了後、令和5年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が同ホテルにて開催され、後藤会長と私が出席しております。

21、その他報告事項としまして、令和5年度全国農業委員会会長大会・北海道選出国会議員要請集会が5月30日に東京都で開催予定であり、後藤会長と事務局の出席を予定しております。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終 わります。

続いて、日程第3、報告第2号「京極町農業委員会事務局規程の一部改正について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 【京極町農業委員会事務局規程の一部改正について議案書朗読及び説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、京極町農業委員会事務局規程の一部改正についてご報告いたします。

地方自治法第202条の2に規定する行政委員会として、定めるべき規程を、京極 町農業委員会会長専決規程に基づき改正したことを報告するものとする。令和5 年4月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕蔵。記。別紙のとおり。

それでは、議案書2ページをご覧ください。新旧対照表のとおり、今回の規程の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定が令和5年4月1日から施行されることにより、京極町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、事務局規程において当該条例から準用している条項を削除するものとなっております。また、法律の施行が4月1日であることから、早急に処理する必要があったため、京極町農業委員会会長専決規程第2条第6号に基づき、規程の改正について会長専決により行っております。

報告第2号につきましては以上となります。

議 長 ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「京極町農業委員会事務局規程の一部改正について」を終わります。

- 5 -

続いて、日程第4、報告第3号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務 局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

#### 事務局長

# 【農地移動斡旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第4、報告第3号、農地移動斡旋委員会 の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和5年4月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申出者、〇〇〇氏。相手方、〇〇〇氏。番号2。申出者、〇〇〇氏。番号1。申出者、〇〇〇氏。番号3。申出者、〇〇〇氏。番号5。申出者、〇〇〇氏。番号4。申出者、〇〇〇氏。相手方、〇〇〇氏。番号5。申出者、〇〇〇氏。相手方、〇〇〇氏。斡旋経過、別紙経過報告による。

なお、議案書4ページから8ページの斡旋委員会の経過については、各委員長より報告をお願いいたします。

#### 議長

報告第3号、農地移動斡旋委員会の経過について、番号1番を中村委員より、 2番、3番を私より、4番を船場委員より、5番を小山委員より、報告をお願い いたします。

最初に中村委員お願いします。

# 中村委員

# 【報告書朗読及び説明】

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号1番について、斡旋年月日は、令和5年3月22日水曜日午前9時。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番〇の畑で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

報告は以上です。

# 議長

続いて私より説明いたします。

# 【報告書朗読及び説明】

番号2番について、斡旋年月日は、令和5年4月4日火曜日午前9時。開催場所は、京極町役場応接室。当事者は、申出者が、〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番〇の畑で〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はL資金です。

番号3番について、斡旋年月日は、令和5年4月4日火曜日午前9時30分。開催場所は、京極町役場応接室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇

○○○氏。申出農地面積は、字○○、○○番○の畑で○○㎡外○筆。合計○筆で ○○㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、○○円で10アール 当たり○○円。資金は自己資金です。

報告は以上です。

議長

続いて船場委員お願いします。

船場委員

#### 【報告書朗読及び説明】

番号4番について、斡旋年月日は、令和5年4月10日月曜日午前9時。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番〇の畑で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

報告は以上です。

議長

続いて小山委員お願いします。

小山委員

# 【報告書朗読及び説明】

番号5番について、斡旋年月日は、令和5年4月14日金曜日午前9時。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番〇の畑で〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

公簿面積はこのとおりなので、10アール当たりの金額が非常に安くなっていますが、耕作面積が○○㎡ということから計算して、この総額となっています。

報告は以上です。

議長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

藤波委員

番号5番の反価が安いので、今回の価格を参考にすると、今後の売買の価格が 下がってしまうのではないですか。

事務局

耕作面積が○○㎡なので、反○万円でおさえています。

藤波委員

わかりました。

議長

他に発言ありますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第3号の「農地移動斡旋委員会の経過 について」を終わります。

それでは、日程第5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

# 【農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書朗読及び説明】

議案書9ページをご覧ください。日程第5、議案第1号、農地法第18条第6項 の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和5年4月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

それでは、議案書10ページをご覧ください。

番号1。賃借人、京極町字○○、○○○氏。賃貸人、京極町字○○、○○○ ○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。 地積、○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、 解約日、通知の年月日ともに令和5年3月24日。当初の契約。平成29年3月24日 から令和9年3月23日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解除。備考と して、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号2。賃借人、京極町字○○、○○○氏。賃貸人、京極町字○○、○○○ ○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、田、現況、畑。 地積、○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、 解約日、通知の年月日ともに令和5年3月28日。当初の契約。令和4年11月25日 から令和14年11月24日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解除。備考と して、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号3。賃借人、京極町字○○、○○○氏。賃貸人、京極町字○○、○○○ ○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、田、現況、畑。 地積、○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、 解約日、通知の年月日ともに令和5年3月29日。当初の契約。平成30年4月27日 から令和5年4月26日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解除。備考と して、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号1から番号3について、別の認定農業者との間で新たに賃貸借契約を結ぶための解約となります。全ての案件において、通知年月日より6ヶ月以内に土地の引渡しが行われ、農地法第18条に基づく書面による合意解約がなされておりますので、同条第1項による許可を要しないものであると考えます。

議案第1号につきましては、以上となります。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて許可申請の内容について朗読及び説明】

議案書11ページをご覧ください。日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の使用貸借の設定をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和5年4月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は1件です。

それでは、議案書12ページをご覧ください。

番号1。貸主、京極町字○○、○○○氏。借主、京極町字○○、○○○氏。 土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。地積、 ○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。権利の区分、使用貸借。賃貸理由、経営移譲 年金受給継続のため。土地の引渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、 10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号1について、議案書13ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書14ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号につきましては、以上となります。

議長

只今の事務局の説明に関連して、番号1番を小山委員より、報告をお願いいた します。

小山委員

番号1番について、議案書13ページの調査書のとおり、4月14日に調査しました。経営移譲年金受給継続のため、使用貸借契約を更新するものであり、問題はないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

それでは、日程第7、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。酒井委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

# 【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書15ページをご覧ください。日程第7、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年4月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案19件となっており、新規の利用権設定の計画が5件、利用権の再設定の計画が9件、 所有権移転の計画が5件です。

それでは、議案書16ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和6年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、経営規模縮小のため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。倶知安町〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、

○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。地積、○○㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期。令和5年4月28日。対価の支払期限、令和5年4月30日。土地の引渡日、令和5年4月28日。対価、○○円で10アール当たり○○円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和15年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新及び賃借人の規模拡大のため。

番号4。利用権の設定等を受ける者。京極町字○○、○○○氏。利用権の設定等をする者。札幌市○○、○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番。地目、公簿、現況ともに畑。地積、○○㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、○○円で10アール当たり○○円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号5。利用権の設定等を受ける者。京極町字○○、○○○氏。利用権の設定等をする者。倶知安町○○、○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。地積、○○㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、○○円で10アール当たり○○円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号6。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃借人の経営規模拡大のため。

番号7。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃借人の経営規模拡大のため。

番号8。利用権の設定等を受ける者。京極町字春日〇〇、〇〇〇〇氏。利用権

の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号9。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号10。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号11。利用権の設定等を受ける者。京極町字○○、○○○氏。利用権の設定等をする者。京極町字○○、○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、田、現況、畑。地積、○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和10年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、○○円で10アール当たり○○円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号12。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和15年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号13。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和5年4月28日。対価の支払期限、令和5年9月30日。土地の引渡日、令和5年4月28日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、離

農のため。

番号14。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和5年4月28日。対価の支払期限、令和5年9月30日。土地の引渡日、令和5年4月28日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号15。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和5年4月28日。対価の支払期限、令和5年6月30日。土地の引渡日、令和5年4月28日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号16。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇株式会社。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。使用貸借。利用権の設定等の種類。使用貸借の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和15年4月27日。期日、令和5年4月28日。貸付理由、貸主が経営する法人へ使用貸借するため。

番号17。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和15年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号18。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和5年4月28日。対価の支払期限、令和5年6月30日。土地の引渡日、令和5年4月28日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号1番から18番について、議案書22ページから33ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書35から39ページには図面を添付しております。番号1から番号18につきましては、以上となります。

議長

ただいまの説明に関連して、番号1番、4番から10番を酒井委員より、2番、3番を中村委員より、11番から14番を私より、15番、16番を船場委員より、17番、18番を小山委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

最初に酒井委員お願いします。

酒井委員

番号1番について、議案書22ページの調査書のとおり、3月15日に調査しました。経営規模縮小のため、隣接地を耕作している認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

番号4番から10番について、議案書24ページから26ページの調査書のとおり、それぞれ3月24日、3月29日に調査しました。4番、5番、8番から10番は賃貸借契約の更新をするもの、6番、7番は、賃借人の経営規模拡大のため農地を賃貸するもので問題はないと思います。

以上です。

議長

続いて中村委員お願いします。

中村委員

番号2番、3番について、議案書23ページの調査書のとおり、3月22日に調査しました。2番は、賃貸している農地を売買するもの、3番は、賃貸借契約の更新及び、賃借人の経営規模拡大のため、新規に賃貸するもので問題はないと思います。

以上です。

議長

続いて私より報告いたします。

番号11番、12番について、議案書27ページ、28ページの調査書のとおり、3月29日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

番号13番、14番について、議案書29ページ、30ページの調査書のとおり、4月4日に調査しました。13番は離農のため同地区の認定農業者に売買するもの、14番は賃貸している農地を売買するもので問題はないと思います。

以上です。

議長

続いて船場委員お願いします。

船場委員

番号15番について、議案書31ページの調査書のとおり、4月10日に調査しました。賃貸している農地を売買するもので問題はないと思います。

番号16番について、議案書32ページの調査書のとおり、4月11日に調査しました。貸主が経営する法人に使用貸借するもので問題はないと思います。 以上です。

議長

続いて小山委員お願いします。

小山委員

番号17番、18番について、議案書33ページの調査書のとおり、それぞれ3月28日、4月14日に調査しました。17番は、賃貸借契約の更新をするもの、18番は、賃貸している農地を売買するもので問題はないと思います。 以上です。

議長

これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番から18番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、番号1番から18番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、酒井委員は退席をお願いします。(酒井委員退席)

番号19番について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】 議案書21ページをご覧ください。

番号19。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年4月28日。終期、令和8年4月27日。期日、令和5年4月28日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃借人の経営規模拡大のため。

番号19について、34ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書35ページに図面を添付しております。

番号19番につきましては、以上となります。

議長

ただいまの説明に関連して、番号19番を粥川委員より、調査の結果ならびに補 足説明をお願いいたします。

粥川委員

番号19番について、議案書34ページの調査書のとおり、3月28日に調査しました。賃借人の経営規模拡大のため賃貸するもので問題はないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見の ある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号19番について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、番号19番は原案のとおり決定いたしました。 (酒井委員着席)

それでは、日程第8の議案第4号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づいて、農業委員会の「農業委員会事務の実施状況等の公表について朗読・説明】

議案書40ページをご覧ください。日程第8、議案第4号、農業委員会事務の実施状況等の公表についてご審議願います。

農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定による、農業委員会における「最適化の推進の状況等」及び「目標の設定等」(案)の公表について、次のとおり作成し京極町ホームページに公表するため議決を求める。令和5年4月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。1、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表は、別紙様式5のとおり。2、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)は、別紙様式1のとおりです。

議案書41ページをご覧ください。令和4年度の実施状況につきましては、以下のとおりとなっておりますのでご確認願います。

続きまして、議案書47ページをご覧ください。令和5年度の最適化活動の目標の設定等につきましては、以下のとおりとなっておりますのでご確認願います。

農業委員会事務の実施状況等の公表については、農業委員会等に関する法律第37条に基づく法令業務となっております。農地等の利用集積や効率的利用の促進に関する事務について、外部及び内部を問わずにはっきりと見える活発な活動が強く求められていることから、毎年度、実施状況の点検・評価及び目標の達成に向けた最適化活動の目標設定等を策定し、公表するために皆様にお諮りしているものです。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号については原案のとおり決定致しました。

議 長 以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたしま す。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第29回京極町農業委員会総会を 閉会いたします。

閉会時間 午後 2時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 5月25日 (木) 午後 1時30分